履修結果の申告にあたっての留意事項について

2020年度のCPEの申告期限を新型コロナウイルス対応のため１ヶ月延長し、2021年５月15日としておりますが、自己学習を含むすべての申告に当たっては、研修概要等の記載に不備がないよう、十分にご注意ください。（履修期間は2021年３月31日までで変更はありません。）

CPE協議会では、申告内容をチェックしており、申告内容の不備や単位取得の要件を満たしていないなど、申告が不適切と判断された場合には、申告のあった履修の結果を修正する（取消す）旨のご連絡をいたします。特に、履修期間である本年３月31日を経過した後に、申告が修正された場合には、2020年度の義務達成要件を満たせず、義務不履行となる場合があります。

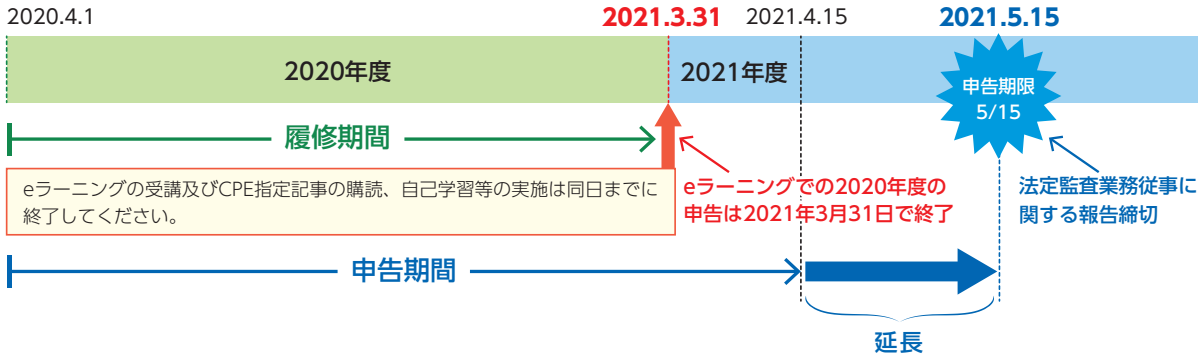

○2021年4月1日～5月15日の申告につきまして

2021年4月1日～5月15日につきましては、2020年度及び2021年度の申告期間に当たります。**履修した日にちに基づき、正しい申告をお願いいたします。**

（電子申告において、誤った年度を選択して申告した場合、本来履修した年度とは異なる年度で単位が登録されます。ご注意ください。）

○申告期限間近のFAX申告につきまして

申告期限間近において、例年多くの申告をいただいております。

ご申告内容に誤りがある場合、又は確認を必要とする場合には、受付ができません。申告内容につき確認が生じた場合、再度の提出をお願いしており、申告期限に間に合わない可能性がございますので、早めのご申告をお願いいたします。

○eラーニングの申告期限につきまして

eラーニング教材での2020年度の履修結果の申告（視聴の完了）は、2021年3月31日が期限ですのでご注意ください。2020年度中に申告を完了していない場合、2020年度の単位にはなりません。

《ご注意ください》
2020年度の「法定監査業務に従事する会員に該当するか」のご報告期限は2021年5月15日※です。

※本年に限り報告期限を延長します。履修期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までで変更ありません。